

## 行田市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 77,854	千円 30,515,489	千円 1,889,013	千円 5,051,467	% 16.6	% 15.8

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

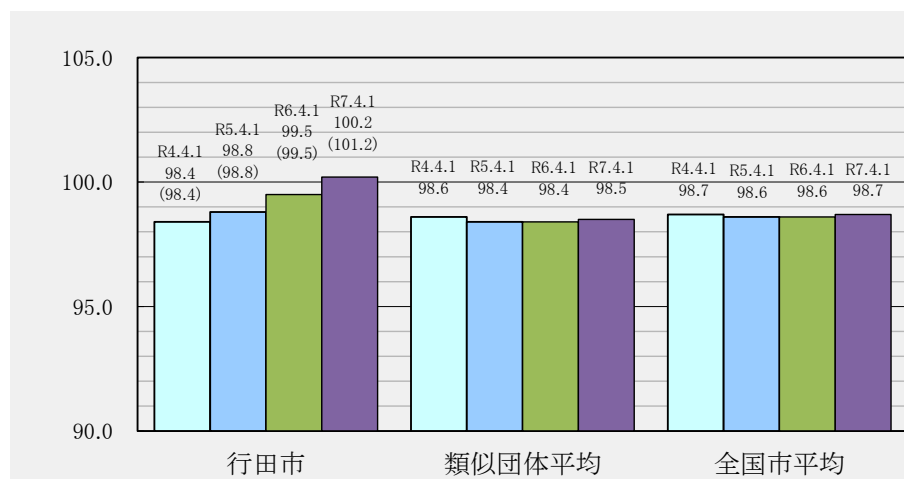
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6年度	人 506	千円 1,965,375	千円 437,709	千円 853,727	千円 3,256,811	千円 6,436	千円 6,129

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

初任給の号給について、国と比較し、4号給上位の号給を適用している中において、ここ数年、職員の採用が増加していること。  
また、職員の能力に応じた積極的な管理職への登用を行い、給料表上位の級が適用される職員数が増加したこと。

#### (4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため記載なし。

(5)社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)令和7年4月1日  
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準5%に対し、行田市においては6%を支給。  
(実施時期)平成27年4月1日より実施。  
(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	5%	4%
行田市の支給割合	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。  
(令和7年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
行田市	42.0 歳	330,827 円	400,674 円	382,941 円
埼玉県	41.7 歳	327,898 円	425,465 円	377,657 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.8 歳	326,597 円	397,663 円	362,268 円

#### ②技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
行田市	60.0 歳	2 人	310,100 円	376,181 円	330,296 円
うち自動車運転手	60.0 歳	2 人	310,100 円	376,181 円	330,296 円
埼玉県	54.2 歳	131 人	316,323 円	370,015 円	351,420 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	- 円	337,907 円
類似団体	51.8 歳	19 人	305,103 円	336,779 円	320,403 円

区 分	民間			参考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
行田市	-	-	-	-
うち自動車運転手	採用自動車運転手(タクシー運転手を除く)	61.1 歳	247,300 円	1.52
埼玉県	-	-	-	-
国	-	-	-	-
類似団体	-	-	-	-

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
行田市	-	-	-
うち自動車運転手	6,392,491 円	3,064,400 円	2.09

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～令和6年の3か年加重平均)。

※技能労務職の種類と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤奨手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	行 田 市	埼 玉 県	国	
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	228,735 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	197,203 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	円	201,766 円	-
	中 学 卒	-	188,281 円	-

(注) 技能労務職は、採用時の年齢により決定するため、18歳で採用された場合の初任給を記載してある。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	294,800 円	375,780 円	390,567 円	409,220 円
	高校卒	-	-	376,200 円	-
技能労務職	高校卒	-	-	-	310,100 円
	中学卒	-	-	-	-

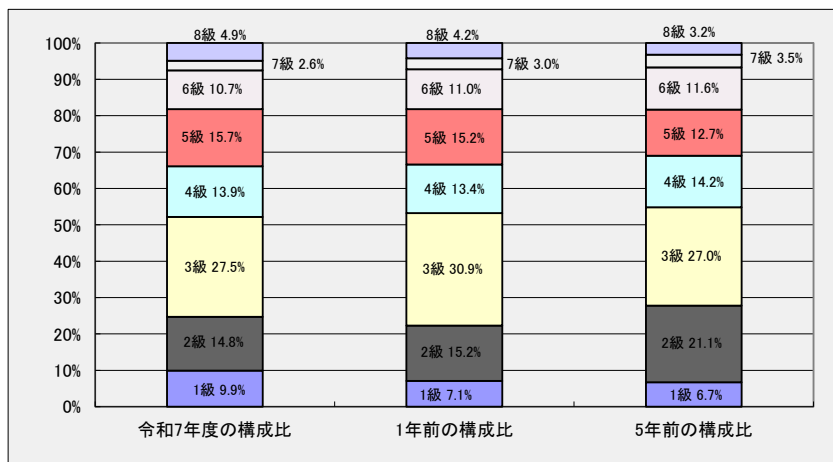
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

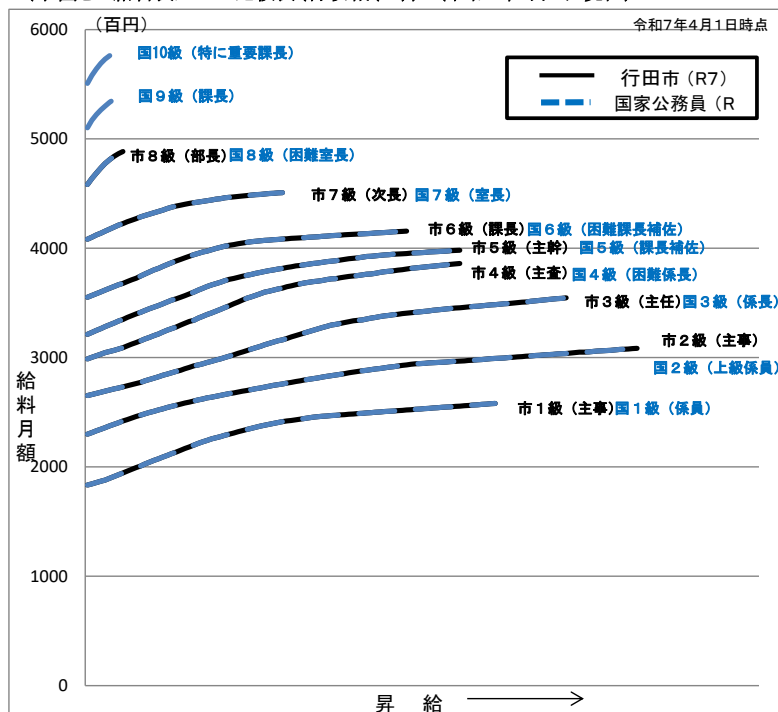
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	34人	9.9%	183,500円	258,100円
2級	主事・技師	51人	14.8%	230,000円	308,500円
3級	主任	95人	27.5%	261,300円	354,700円
4級	主査	48人	13.9%	287,300円	386,100円
5級	主幹	54人	15.7%	309,800円	398,200円
6級	課長・副参事	37人	10.7%	335,000円	415,700円
7級	次長	9人	2.6%	373,400円	450,900円
8級	部長・参事	17人	4.9%	415,600円	475,000円

(注) 1 行田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(行田市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

行田市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,682 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,708 千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(行田市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○	○	○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

行田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	12,472 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		128,069 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		246,286 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
行田市	6 %	520 人	5 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	本市においては人材の流出が顕著であり、給与面の待遇悪化は、今後の人材流出を加速させ、適切な行政サービスの提供に支障を与える可能性があること。 また、新規採用職員など人材の確保の面においても与える影響が大きいと判断し、現状維持としたもの。		

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	3,225 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	35,054 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	17.0 %	
手当の種類(手当数)	4	
手当の名称	主な支給対象業務及び支給対象職員	左記職員に対する支給単価
行旅病人死亡人等処置手当	行旅病人の救護に従事した者	1回 1,200円
	行旅死亡人又は変死人等の処置に従事した者	1回 3,000円
防疫業務手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症菌が付着し、若しくは付着の危険がある物件の消毒及び処理作業に従事した者	日額 300円
	伝染病菌を有する家畜又は伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する伝染病の防疫作業に従事した者	日額 300円
災害出動手当	行田市地域防災計画に基づく2号体制以上の動員により現場に出動し業務に従事した者	日額 600円
	行田市地域防災計画に基づく1号体制又は予備体制により現場に出動し業務に従事した者	日額 300円
消防出動手当	消火又は救助のため現場に出動し消火又は救助作業に従事した者	1回 300円
	傷病者の収容のため現場に出動し救急作業に従事した者	1回 200円
	水難者の救助又は水死人の捜索若しくは収容のため現場に出動しその作業に従事した者	
	ア 水中又は船上作業	1回 1,500円
イ 水死人の収容作業	1回 1,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	74,034 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	186 千円
支給実績(令和5年度決算)	86,112 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	214 千円

※本手当における職員数は令和6年4月1日時点での総職員数。(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員は除き、短時間勤務職員は含める)

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者:3,000円(0円) 子:11,500円 配偶者・子以外の扶養親族:1人につき6,500円(3,500円)  満16歳の年度初年から満22歳の年度末までの子に対する加算:1人につき5,000円  ※()は行政職給料表8級の職員	同		51,416 千円	228,516 円
住居手当	借家等居住者:家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同		27,349 千円	268,123 円
通勤手当	交通機関等利用者:運賃等相当額(150,000円を限度に支給)	同		28,150 千円	68,491 円
	交通用具利用者:距離に応じた額	異	支給額が異なる		
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級:84,000円 次長級:69,000円 課長級:56,000円 主幹級:44,000円	異	支給額が異なる	99,228 千円	648,549 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給料	市 長 副 市 長	933,000 円 780,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
			1,064,000 円	686,000 円
報酬	議 長	482,000 円	629,000 円	376,900 円
	副 議 長	429,000 円	575,000 円	309,700 円
	議 員	407,000 円	522,000 円	286,600 円
期末手当	市 長	(令和6年度支給割合) 4.35 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.15 月分		
退職手当	市 長	(算定方式) 933,000円×在職月数×40/100	(1期の手当額) 17,913,600 円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	780,000円×在職月数×30/100	11,232,000 円	任期毎
地域手当	市 長	(支給率)		
	副 市 長	6 %		

(注)1 給料の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現愛の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

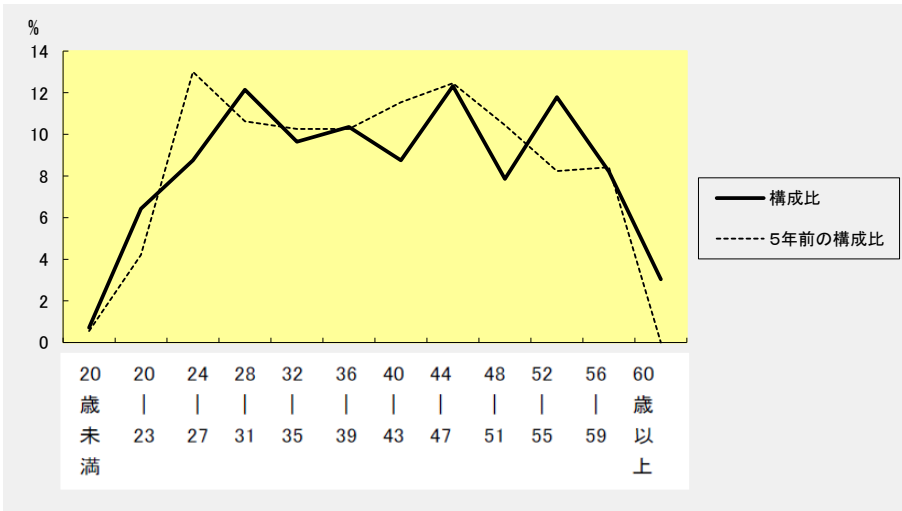
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議 会	6	5	△ 1	埼玉県市議会議長会業務の終了
	総 務	119	121	2	公共施設再編・まちづくり準備室の新設
	税 務	32	32	0	
	民 生	93	97	4	母子保健業務、生活保護業務の体制強化
	衛 生	20	21	1	成人保健業務の体制強化
	労 働	1	1	0	
	農林水産	14	15	1	農業委員会の体制強化
	商 工	7	8	1	観光業務の体制強化
	土 木	52	55	3	道路整備業務の体制強化
	計	344	355	11	<参考> 人口1万当たりの職員数 45.60人 (類似団体の人口1万当たり職員数 60.27人)
教 育	57	59	2	教育支援センターの体制強化	
消 防	105	105	0		
小 計	506	519	13	<参考> 人口1万当たりの職員数 66.66人 (類似団体の人口1万当たり職員数 78.32人)	
公営企業計等部門	水 道	13	12	△ 1	定年前再任用短時間勤務職員の配置
	下 水 道	12	11	△ 1	減員不補充
	そ の 他	16	18	2	
	小 計	41	41	0	
合 計	547 [ 639 ]	560 [ 639 ]	13 [ 0 ]	<参考> 人口1万当たりの職員数 71.93人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	36人	49人	68人	54人	58人	49人	69人	44人	66人	46人	17人	560人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区分 部門	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政	344	346	347	341	344	355	11	(3.2%)
教育	59	54	53	56	57	59	0	(0.0%)
消防	101	102	101	104	105	105	4	(4.0%)
普通会計	504	502	501	501	506	519	15	(3.0%)
公営企業等会計	42	41	38	40	41	41	△1	(△2.4%)
総合計	546	543	539	541	547	560	14	(2.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 1,559,387	千円 160,455	千円 98,183	% 6.30	% 5.30

(注) 1 職員給与費には会計年度任用職員の給与費は含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 13	千円 53,612	千円 19,337	千円 16,321	千円 89,270	千円 6,867	千円 6,436

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 会計年度任用職員は含まない。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
行田市	44.5 歳	347,536 円	595,866 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

行田市(企業職)		行田市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,846 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,682 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

##### イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

行田市(企業職)			行田市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
-			12,472 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		3,472 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		267,077 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
行田市	6 %	13 人	6 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	0.0	%
手当の種類(手当数)	1	
手当の名称	主な支給対象業務及び支給対象職員 左記職員に対する支給単価	
災害出動手当	行田市地域防災計画に基づく2号体制以上の動員により現場に出動し業務に従事した者	日額 600円
	行田市地域防災計画に基づく1号体制又は予備体制により現場に出動し業務に従事した者	日額 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	2,386	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	217	千円
支給実績(令和5年度決算)	2,058	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	129	千円

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者:3,000円(0円) 子:11,500円 配偶者・子以外の扶養親族:1人につき6,500円(3,500円)  満16歳の年度初年から満22歳の年度末までの子に対する加算:1人につき5,000円  ※0は企業職給料表8級の職員	同		1,854 千円	309,000 円
住居手当	借家等居住者:家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同		1,002 千円	334,000 円
通勤手当	交通機関等利用者:運賃等相当額(150,000円を限度に支給)	同		538 千円	48,927 円
	交通用具利用者:距離に応じた額	同			
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級:84,000円 次長級:69,000円 課長級:56,000円 主幹級:44,000円	同		2,400 千円	600,000 円